

平成25年3月4日

一般事業主行動計画（第3回）

秋田中央交通株式会社

全従業員が働きやすい環境をつくることで、仕事と子育てを両立することができ、且つ仕事と生活の調和がとれるよう、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成25年4月1日から平成30年3月31日までの5年間

2. 内容

■目標 1 子どもが生まれる際の父親の休暇の取得促進。

（就業規則第42条 第4項 配偶者出産時3日間）

平成23年・24年で男性が初めて育児休暇を3名が取得しており一層の取得促進。

□対策 (1) 就業規則について、社内報などを活用し、定期的に従業員への周知の再徹底と、休暇を取得しやすい職場環境づくりを推進し利用促進の啓発を行う。

■目標 2 育児・介護休業法に基づく育児休業や時間外労働・深夜業の制限、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知。

□対策 (1) 就業規則に定める育児休業、育児・介護休業等に関する規定について、社内報や伝達点呼などを活用し、定期的に従業員への周知の再徹底と利用促進の啓発を行う。

(2) 育児休業期間中の業務を円滑に処理できるよう、業務の標準化を推進し、他の従業員でカバーできる体制に努める

(3) 従業員の育児休暇取得に努め、無給の育児休業期間中における金銭面での支援方法を検討する

■目標 3 短時間正社員制度の導入の促進

□対策 (1) 中学生未満の子供を持つ社員が希望する場合に利用できる短時間勤務制度の導入を検討する。

■目標 4 若年者に対するインターシップ等の就業体験機会の提供、トライアル雇用等を通じた雇入れ又は職業訓練の推進

□対策 (1) 秋田市内高校3校及び大学1校から、毎年インターシップを受入れしており、今後も継続して受入れし、職業観や社会人としての心構え、コミュニケーション能力の育成に資したい。